

令和6年度

国営造成施設水利管理事業

利根川水系管内減水深調査分析業務（利根中央地区）

特 別 仕 様 書

関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所

## 第1章 総 則

### (適用範囲)

#### 第1-1条

令和6年度 国営造成施設水利管理事業 利根川水系管内減水深調査分析業務（利根中央地区）（以下、「本業務」という。）は、農林水産省農村振興局制定「調査・測量・設計業務共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記事項及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

### (目 的)

#### 第1-2条

本業務は、利根川水系管内の完了地区における用水計画の基本調査に資するため、国営利根中央地区管内の減水深等の補足調査分析等を行うものである。

### (場 所)

#### 第1-3条

本業務において対象とする場所は、埼玉県春日部市他3市町地内で別添施行位置図に示すとおりである。

### (土地の立入り等)

#### 第1-4条

作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等を行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

### (地区概要)

#### 第1-5条

地区の概要等は次のとおりである。

#### 【利根中央地区概要】

事業名 国営利根中央土地改良事業  
事業工期 平成4年度～平成15年度  
受益面積 12,754ha（水田 12,754ha）

#### 【大落古利根川取水施設概要】

取水施設 27箇所  
関係河川 一級河川利根川水系大落古利根川

#### 【二郷半揚水機場取水施設】

取水施設 二郷半揚水機場  
関係河川 一級河川利根川水系大落古利根川

#### 【金野井揚水機場取水施設概要】

取水施設 金野井揚水機場  
関係河川 一級河川利根川水系江戸川

(一般事項)

第1-6条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。
- (3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-7条

- (1) 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	当該業務に関連する 学術部門	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(照査技術者)

第1-8条

- (1) 照査技術者は、共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	当該業務に関連する 学術部門	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

- (2) 共通仕様書第1-7条第4項でいう、監督職員が指示する業務の節目は、次のとおりとする。

- 1) 業務計画作成時
- 2) 減水深データ比較分析実行時
- 3) 課題事項等検討、整理実行時
- 4) 作業項目の作成時
- 5) 報告書とりまとめ時
- 6) その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合

(3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第1-9条

担当技術者は共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-10条

共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)

第1-11条

受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

## 第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条

作業の基本事項に関しては「土地改良事業計画設計基準」を優先して適用する。他の図書を適用する場合には監督職員の指示を受けるものとする。なお、業務の期間内において適用する図書に改訂があった場合は、監督職員と協議するものとする。

(貸与資料)

第2-2条

貸与資料は下記のとおりとし、これ以外にも必要な資料があるときは監督職員と協議するものとする。

分類	資料名	数量	備考
報告書	平成31年度 完了地区フォローアップ調査 利根中央地区水利状況等調査検討業務 報告書	1式	
	令和2年度 国営造成施設水利管理事業 利根中央地区用水計画検討業務 報告書	1式	
	令和4年度 利根川水系土地改良調査管理 農業水利基本調査 利根川水系管内減水深等分析調査業務 報告書	1式	
	令和5年度 利根川水系土地改良調査管理 利根川水系管減水深等補足調査分析業務	1式	
資料	利根中央地区事業誌	1式	
	利根中央地区水利使用協議図書 (現行水利権)	1式	

(貸与資料の取扱い)

第2-3条

第2-2条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。
- (3) その他に必要な資料については、監督職員と協議するものとする。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙1「作業項目内訳表」に示すものとする。

【設計業務】

作業項目	数量	備考
1. 準備作業	1式	
1-1. 既存資料把握	1式	
1-2. 現地調査	1式	
2. 減水深調査分析等	1式	
2-1. 減水深調査	1式	(内業)
2-2. 減水深調査のデータ整理等	1式	
2-3. 減水深データ比較分析	1式	
3. 営農状況調査	1式	(外・内業)
4. 地下水位データ等の収集、整理	1式	
5. 課題事項等の検討、整理	1式	
6. 作業項目の作成	1式	
7. 点検照査とりまとめ	1式	

【測量業務】

作業項目	数量	備考
2. 減水深調査分析等	1式	
2-1. 減水深調査	1式	(外業)

(作業の留意点)

第3-2条

本業務における作業は、次の事項を留意するものとする。

- (1) 本業務における各作業については、過年度業務の成果を踏まえて行うものとする。
- (2) 第2-1条、第2-2条及び共通仕様書に示す適用する図書、貸与資料並びに受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (3) パソコンを使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監

督職員へ説明するものとする。

(4) 計算等のパソコン出力結果を手計算によりチェックし、また、使用した公式・値等について詳細に説明するものとする。

(5) 現地調査に当たっては、監督職員及び関係機関と連絡調整を密に行い、安全かつ効率的に実施できるように配慮しなければならない。

(技術提案の履行)

### 第3-3条

技術提案書における技術提案内容については、共通仕様書第1-11条に示す業務計画書に反映のうえ作成し、監督職員の承諾を得るものとする。また、技術提案内容の履行確認にあっては、業務完了時までには履行が確認できる資料を監督職員に提出するものとする。なお、技術提案書を業務計画書に添付しないこと。

## 第4章 打合せ

(打合せ)

### 第4-1条

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

(1) 打合せ時期

初回	作業着手の段階
第2回	中間打合せ（調査計画作成段階）
第3回	中間打合せ（調査資料とりまとめ段階）
最終回	報告書作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

(2) 打合せ場所 WEB 会議

## 第5章 成果物

(成果物)

### 第5-1条

成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

(1) 成果物の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R） 正副2部

このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）により別途1部を提出するものとする。

(2) 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。

(3) その他監督職員が指示するもの1式

(成果物の提出先)

### 第5-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

千葉県柏市根戸 471-65

関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所

## 第6章 業務管理

(情報共有システムの業務について)

### 第6-1条

- (1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
- (2) 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省Webサイト参照）によるものとする。
- (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

## 第7章 契約変更

(契約変更)

### 第7-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (2) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (3) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (4) 履行期間の変更が生じた場合。
- (5) 関係機関等対外的協議により設計計画等に変更が生じた場合。
- (6) その他重要な変更が生じた場合。

## 第8章 定めなき事項

(定めなき事項)

### 第8-1条

この特別仕様書(案)に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

## 作業項目内訳表

作業項目	作業内容	作業数量
1. 準備作業		
1-1 既存資料把握	本業務の実施にあたり必要な資料の収集及び貸与資料の内容の把握を行う。	1 式
1-2 現地調査	<p>本業務の実施にあたり必要な現地調査を行うとともに、以下のとおり減水深調査ほ場の選定を行う。</p> <p>(1)「2-1 減水深調査」を行うほ場の地形、現況、設置位置等を把握するために必要な現地調査を行う。</p> <p>(2) (1)の結果を整理し、以下に留意して調査ほ場を選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の土地利用</li> <li>・用排水形態</li> <li>・土壌タイプ（粘質土、礫質土等）</li> <li>・用水系統区分</li> </ul> <p>なお、調査ほ場数は以下を想定しているが、調査ほ場の決定については、関係改良区（水利組合含む）及びほ場を管理する農家（以下「農家」とする。）並びに監督職員と調整するものとし、変更が生じた場合は、対応について監督職員と協議するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査ほ場 : 6 地点</li> <li>・観測時期 : 5 月～8 月末</li> <li>・データ回収頻度 : 1 ヶ月に 1 回程度</li> </ul>	1 式
2. 減水深調査分析等		
2-1 減水深調査	<p>(1)「1-2 現地調査」にて選定した調査ほ場において田植え終了後、減水深調査機材を設置し、データロガーより減水深データの回収を行う。データ回収時には、動作状況等の計器点検を行うこと。なお、データ回収時はほ場状況の確認を行い、観測メモを作成することとする。</p> <p>(2) 調査ほ場の取水管理に係る記録様式を作成のうえ、農家へ記録を依頼し、記録後の様式の回収を行うこと。ただし、農家への記録依頼及び記録後の様式回収に係る詳細は監督職員と協議のうえ、決定するものとする。</p> <p>減水深調査機材については受注者で用意するものとする。なお、減水深調査機材は圧力式水位計（データロガー記録式）を想定しており、調査期間中に必要なバッテリー、記録媒体等を含むものとする。</p> <p>機材の設置及び撤去は受注者が行い、落水後は速やかに機材を撤去するものとする。</p> <p>また、観測時期及びデータ回収頻度は以下を想定しているが、詳細な観測時期等については、改良区及び農家と調整するものとし、変更が生じた場合は、対応について監督職員と協議するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観測時期 : 5 月～8 月末</li> </ul>	1 式

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回収頻度：1ヶ月に1回程度</li> </ul>	
2-2 減水深調査のデータ整理等	<p>上記2-1で回収した各調査ほ場の減水深データについて、以下の作業を行う。</p> <p>(1)調査ほ場地点及び周辺の土地利用状況等について整理する。</p> <p>(2)回収したデータの整理を行い、必要数値に換算して整理を行う。</p> <p>(3)必要な用水計画基礎諸元として降雨(気象庁が公表する雨量データ)の影響を踏まえた整理を行う。</p> <p>(4)測定誤差、異常値を除外した整理を行うとともに、傾向を把握し考察を加える。</p>	1式
2-3. 減水深データ比較分析	<p>上記2-2で整理等を行った減水深調査データについて、監督職員より提供する減水深データとの比較を行うとともに、傾向を把握し考察を加える。</p> <p>なお、減水深データとの比較分析及び傾向把握等の実施に当たっては、学識経験者の助言を得て進めるものとする。</p>	1式
3. 営農状況調査	<p>調査地区における水田の作付品種及び取水状況等について、地元農家、JA、関係市町及び県試験機関等に聞き取り調査を行い、地域の営農状況を整理する。</p>	1式
4. 地下水位データ等の収集、整理	<p>年度検討業務報告書を基に、近隣の地下水位、河川水位、降水量、気温に係るデータを収集、整理するとともに傾向を把握する。過年度検討業務報告書については、以下の報告書を参考とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度 利根川水系土地改良調査管理 農業水利基本調査 利根川水系管内減水深等分析調査業務 報告書</li> <li>・令和5年度 利根川水系土地改良調査管理 農業水利基本調査 利根川水系管内減水深等補足調査分析業務 報告書</li> </ul> <p>なお、地下水位データ等の比較分析及び傾向把握等の実施に当たっては、学識経験者の助言を得て進めるものとする。</p>	1式
5. 課題事項等の検討、整理	<p>上記2及び3で実施した調査分析結果等を基に、本地区内で今後検討すべき課題事項等を検討、整理する。なお、調査分析結果等に基づく、地区内の課題事項等の検討、整理に当たっては、学識経験者の助言を得て進めるものとする。</p>	1式
6. 作業項目の作成	<p>貸与資料及び上記1から4までの成果を踏まえて、水利権更新協議実施に向けて、令和7年度に必要な作業項目を作成する。</p>	1式
7. 点検照査とりまとめ	<p>上記の各項目の点検・とりまとめ及び報告書の作成を行う。また、照査計画に基づき、業務の節目ごとに照査を実施し、照査報告書の作成を行う。</p>	1式